



あくどくしょうほう さい まも 悪徳商法から 18歳を守る

みんぼうかいせい せいじんねんれい がつ にち ひ こんご おや
民法改正で、成人年齢が4月1日より18歳に引き下げられました。18～19歳は今後、親

どうい けいたいでんわ けいやく く あくどくしょうほう み
の同意なしに携帯電話の契約やローンなどを組めますが、悪徳商法から身を守る

みせいねんしゃとりけしけん うしな おや どうい みせいねんしゃ むす やく
「未成年者取消権」を失うこととなります。親の同意なしに未成年者が結んだ契約は、

みせいねん けいやくと みんぼうかいせい
「未成年者取消権」で契約取り消しをすることができます。民法改正により、18～19歳は

とりけしけん たいしょう けんり え ひがい あ
取消権の対象からはずれてしまいます。18～19歳は、権利を得る一方で、被害に遭うリスクが

あることを理解することが必要であると感じています。

あくどくしょうほうたいさく こうえきざいだんほうじん しょうひしやきょういくしえん はつばい
「悪徳商法対策ゲームⅢ」は、4月に公益財団法人「消費者教育支援センター」から発売さ

れました。すごろく形式で駒を進め、キャッチセールスなどの悪質商法に遭っても「クーリングオ

フ」といったカードがあれば被害を食い止められ、また、親の同意のない未成年の契約を取り

消せる「未成年者取消権」を行使できるということをゲームで実感できます。成人年齢引き下

げに伴い、18～19歳は未成年扱いにはならず、取消権の対象から外れるので、同ゲームで

も同様の扱いとなります。高校生に対して、「気をつけなさい」だけでは被害は防げないと思っ
ています。

こんご あやせこう あくどくしょうほうたいさく どう かつよう しょうひしやきょういく すいしん
今後、綾瀬高校でも「悪徳商法対策ゲームⅢ」等を活用しながら、消費者教育を推進して

いきたいと思います。